

2024年1月に施行された「認知症基本法」を知っていますか？

認知症の人が尊厳をもち、希望をもって暮らせる社会の実現に向けて、国の認知症へのこれからの取り組みをあきらかにした法律です。誰もが認知症について正しい知識をもち、偏見や差別をなくし、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現を目指していきましょう！

〇7つの基本理念

- ①ご本人・ご家族の意思尊重
- ②国民の理解による共生社会の実現
- ③社会参加できる機会の確保
- ④切れ目のない保健医療サービス・福祉サービスの提供
- ⑤ご本人・ご家族等への支援
- ⑥予防・リハビリテーション等の研究開発の推進
- ⑦各関連分野の総合的な取り組み

新しい認知症観へ！

「何もわからない、何もできない」という古い認知症観から「希望をもって自分らしく生きる」新しい認知症観へ。

認知症の人とともに！

認知症の人を特別視するのではなく、これまでと変わらず、でも少しの配慮を持って接しましょう。

〇8つの基本的施策

- ①認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ②認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥相談体制の整備等
- ⑦研究等の推進等
- ⑧認知症の予防等

認知症の人の声を活かした取り組みを！

認知症の人の声を反映した製品やサービスの運用等が進んでいます。

皆様も身近にできることから始めてみませんか？

〇認知症サポーターが地域（認知症カフェ等）で活躍中！



認知症サポーター養成講座を受講したい方は結城市介護福祉課地域ケア推進係（☎34-0324）まで！

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、さりげなく支援する地域の「応援者」です。

* 結城市認知症サポーター養成数：

R6年4月1日現在 延 7,186名うちキッズサポーター 2,329名



オレンジ
【Orangeゆうき】

発行責任者/結城市介護福祉課地域ケア推進係 編集/結城市認知症地域支援推進員

〒307-8501 茨城県結城市中央町二丁目3番地

TEL 0296-34-0324 FAX 0296-20-8767 メールアドレス kaigohoken@city.yuki.lg.jp

※写真等の個人情報は、ご本人の同意を得て、掲載させていただいております。